

令和7年度 第1回向日市空家等対策協議会議事録

1 協議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月26日(木)
午前10時10分～午前11時20分
- (2) 場所 向日市役所 別館3階 第10会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する委員数 11名
 - (2) 出席委員数 8名
岡委員、西委員、河村委員、出野委員、久郷委員、小林委員、佐々木委員、
山田都市整備部長
 - (3) 事務局
公共建物整備課長、公共建物整備課主席係長、公共建物整備課主任
- [傍聴者] 0名

3 議事

- (1) 向日市空家等対策計画の一部改訂について(報告)
- (2) 対応が完了した空き家について(報告)
 - a) 森本町
 - b) 寺戸町
- (3) 空家等対策計画においてDランクと判定された空き家について(報告)
- (4) 新たな適正に管理されていない空き家について(意見聴取)
 - a) 森本町
 - b) 寺戸町

(5) 長屋の空き家について (意見聴取)

a) 上植野町

b) 森本町

c) 寺戸町

令和7年度 第1回向日市空家等対策協議会

日時：令和8年3月26日

開会 午前10時10分

1 議事（1）向日市空家等対策計画の一部改訂について（報告）

○事務局 それでは、議題（1）の「向日市空家等対策計画の一部改定について」、ご説明させていただきます。

お手元の資料2-1と2-2をご覧ください。資料2-1には、令和6年度の空家等対策協議会にていただいたご意見とその対応及び回答と、その他内容の更新があったものについて事務局で修正したものを記載しております。資料2-2の空家等対策計画の改定案は、令和6年度に修正した部分は赤字、今年度に修正した部分は青字で記載しております。

まず、令和6年度にいただいた意見の1つ目、資料2-2 2ページの「※本計画における空家等の定義についての考え方」において、※1では「この法律において『空き家等』とは～」、※2では「この法律において『特定空家等』とは～」という書きだしになっていますが、※3では主語がなく、いきなり条文が載っているので、※1、※2と同様に書くべきと思う。という意見、あわせて※4も文章の整合性としては、※1及び※2と同様の書きだしで書くと、市民の方や読者にとって用語の定義がわかりやすいと思う。という意見がございましたので、※3は、「この法律において『管理不全空家等』とは～」という書きだしに変更、※4は「長屋」とは～という書きだしに変更いたしました。

2つ目に、資料2-2 14ページの「5 管理不全空家等対策」において、参考資料のガイドラインを参照している部分があるので、文中にどこから引用しているのかを書いた方がわかりやすいと思う。というご意見がございましたので、法律については資料編のページ番号とガイドラインのページ番号をそれぞれ記載いたしました。ガイドラインについては、本計画に付属している資料ではございませんが、計画をホームページに掲載する際には、参

考資料としてガイドラインも併せて掲載する予定です。

3つ目に、資料2-2 15ページの「表3-1 管理不全空家等及び特定空家等に対する手続きとその手順」の下部にある、※1について、「法第9条第3項の規定に基づき」となっているが、「法第9条第2項の規定に基づき」の誤りと思われる。という意見がございましたので、再度確認しましたところ、誤りでありましたので、「法第9条第2項の規定に基づき」に修正いたしました。

4つ目に、資料2-2 17ページの「1 行政の実施体制の(2)向日市空家等対策庁内検討委員会」において、空家等に関する課題に対して横断的な連携を図ると書いてあるが、できればここに何課と連携しているかが書いてあると良いと思う。という意見がございましたが、こちらは、案件によって関係する課が異なる可能性がございますので、計画内に明文化はせず、臨機応変に関係課と連携を図って参りたいと存じます。

ご意見があったものへの回答は以上ですが、そのほかに、資料2-2 3ページの「4 計画の位置づけ」において、上位計画を「第2次ふるさと向日市創生計画」と記載しておりましたが、計画が「第3次ふるさと向日市創生計画」に変わりましたので、修正を行っております。

最後に、令和6年度の協議会以降に令和5年住宅・土地統計調査の結果が公表されましたので、資料2-2 4ページの「1 向日市の人口動向」の「(1)人口・世帯の動向」と6ページの「3 住宅・土地統計からみた現状」に反映させております。資料2-2 4ページの「1 向日市の人口動向」の「(2)年齢別人口」と「(3)世帯の型別世帯数」については、根拠資料の記載がなかったため、今回根拠資料を記載するとともに内容の更新を行っております。

「向日市空家等対策計画の一部改定について」は以上です。

○会長 ご説明ありがとうございました。特に内容について大きく変わったことがあったというわけではございません。前回の協議会で出た意見を反映されたのと、誤っていた部分

を修正されたということですが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、私の方から、人口や住宅・土地統計調査による新しいデータが入ったのでそれを反映させたという話がありましたが、何か空き家に関するところで変わったところがありますか。

○事務局 住宅・土地統計調査の結果について、資料2の6ページの表2-2 住宅総数に対する空き家率の推移に記載があるのですが、平成10年から10%前後で推移しておりまして、ほぼ横ばいで推移しているということは今回の結果からもわかりました。

○会長 ありがとうございます。全国あるいは京都府はパーセンテージが少しずつ上がっていますが、向日市については、1割ぐらいで推移しているという、一定程度出てくるのは当たり前のことなので、こんなものかなとは思いますが。

他よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 議事（2）対応が完了した空き家について（報告）

個人情報を扱うため、非公開

3 議事（3）空家等対策計画においてDランクと判定された空き家について（報告）

個人情報を扱うため、非公開

4 議事（4）新たな適正に管理されていない空き家について（意見聴取）

個人情報を扱うため、非公開

5 議事（5）長屋の空き家について（意見聴取）

個人情報を扱うため、非公開